

別表1 国家資格等の資格に基づき当該資格に係る直接的な対人援助業務に従事する者

コードNo.	職 種
1001	医師
1002	歯科医師
1003	薬剤師
1004	保健師
1005	助産師
1006	看護師
1007	准看護師

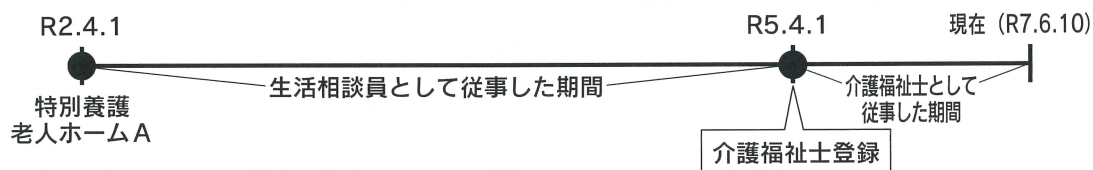
コードNo.	職 種
1008	理学療法士
1009	作業療法士
1010	視能訓練士
1011	義肢装具士
1012	歯科衛生士
1013	言語聴覚士
1014	あん摩マッサージ指圧師

コードNo.	職 種
1015	はり師
1016	きゅう師
1017	柔道整復師
1018	栄養士(管理栄養士を含む)
1019	社会福祉士
1020	介護福祉士
1021	精神保健福祉士

- ※1 国家資格等の資格に基づく当該資格に係る直接的な対人援助業務とは、免許(資格免許証、資格登録証)等に記載された**登録年月日以降に従事した業務**のことです。
- ※2 平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の登録を受けている方(介護福祉士登録証の「登録番号」がアルファベットの「E」で始まるもの(例. 第E-00000号))については「介護福祉士登録証の写し」に加えて「**資格登録有効期限(変更)通知書**」又は**資格登録有効期限解除通知書**の提出が必要となります。
- ※3 実務経験期間には、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない**研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に認められない**ので注意してください。

〈例1 受験資格あり〉「相談業務」と「介護福祉士」資格に基づく業務の場合

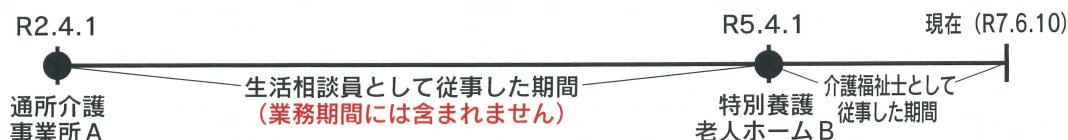
令和2年4月1日に特別養護老人ホームAで生活相談員として就職、その後令和5年4月1日「介護福祉士」資格を取得(登録)し介護福祉士として業務に就く。



この場合の「実務経験証明書」は、「コードNo.2004」「生活相談員」として従事した「令和2年4月1日～令和5年3月31日」までと、「コードNo.1020」「介護福祉士」として従事した「令和5年4月1日～令和7年6月10日」までの2枚が必要です。

〈例2 受験資格なし〉「生活相談員」と「介護福祉士」業務の場合

令和2年4月1日に通所介護事業所Aに生活相談員として就職し、その後令和5年4月1日特別養護老人ホームBで介護福祉士として業務に就く。



令和2年度より通所介護事業所での生活相談員として業務に従事した期間は、本試験の実務経験期間には含まれません。この場合は介護福祉士で従事した2年2ヶ月が実務経験となりますので受験はできません。

別表 2 相談援助業務に従事する者

コード No.	職 種	1 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常業務の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。）に従事する者	対象となる事業及び施設
2001	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅を含む） ●その他厚生労働省で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）
2002	生活相談員	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの（定員が29人以下のもの） ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅を含む） ●その他厚生労働省で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）
2003	生活相談員	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 にあつては、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ●定員が29人以下の特別養護老人ホーム
2004	生活相談員	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する	介護老人福祉施設 ●定員30人以上の特別養護老人ホーム
2005	支援相談員	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する	介護老人保健施設
2006	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅を含む） ●その他厚生労働省で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）
2007	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する	指定計画相談支援事業 ●計画相談支援
2008	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する	指定障害児相談支援事業
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する	生活困窮者自立相談支援事業